

蒲郡市景観審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市景観条例（平成31年蒲郡市条例第10号。以下「条例」という。）第21条第7項の規定に基づき、蒲郡市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 景観計画に関すること。
- (2) 景観計画に定める行為の制限に関すること。
- (3) 景観重要建造物に関すること。
- (4) 景観重要樹木に関すること。
- (5) その他良好な景観の形成に関すること。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長の任期は、委員の任期とする。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議を招集しようとするときは、招集の日前5日までに、会議の日時、場所及び議案を各委員に通知しなければならない。ただし、急を要するときは、この限りでない。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第6条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長が指名した委員1名が、これに署名するものとする。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、都市開発部都市計画課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。